

雑木林の恒久保存並びに税体系の見直しに関する意見書

埼玉県西部に広がる武蔵野の雑木林は、首都圏40キロ圏内にあり、多くの動植物が育まれ、また、江戸時代に屋敷林・畑地及び平地林が一体となって新田開発された歴史的にも大変価値のある景観地である。

この貴重な平地林は、各農家の努力により今日まで引き継がれてきたが、相続等により売却や物納せざるを得ない状況にあり、特に国によるこの物納物件の公売は無秩序な開発へとつながり、大切な武蔵野の雑木林の減少を引き起こす要因ともなっている。

今地球は、温暖化により危機的な状態にあり、国を挙げてこの限られた貴重な緑の保全に取り組まなければならない時期であり、国は緑の減少を招くような施策から一日も早く脱却し、緑の保全や創造に向けた新たな施策の転換を図るべきである。

よって、国においては、下記の事項を早急を実現するよう強く要望するものである。

記

- 1 雑木林が急減する根源は、過重な相続税にあることから雑木林を保持し続ける農家に対して優遇措置を講ずること。
- 2 雑木林は、環境保全に多大に寄与する観点から固定資産税のあり方を含めた見直しをすること。
- 3 雑木林の物納要請に関しては、積極的に受け入れを行い公売の対象から除外し、国有林等の公有地化を促進し、恒久保存をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年9月20日

埼玉県狭山市議会

提出先

内閣総理大臣	様
総務大臣	様
財務大臣	様
環境大臣	様
国土交通大臣	様